

東芝はパソコン工場から原子力工場まで 違法な差別と組合介入やめよ

東芝の労働者は、会社の組合活動や思想信条による差別の是正を求めて、1995年から労働委員会での闘いをすすめています。

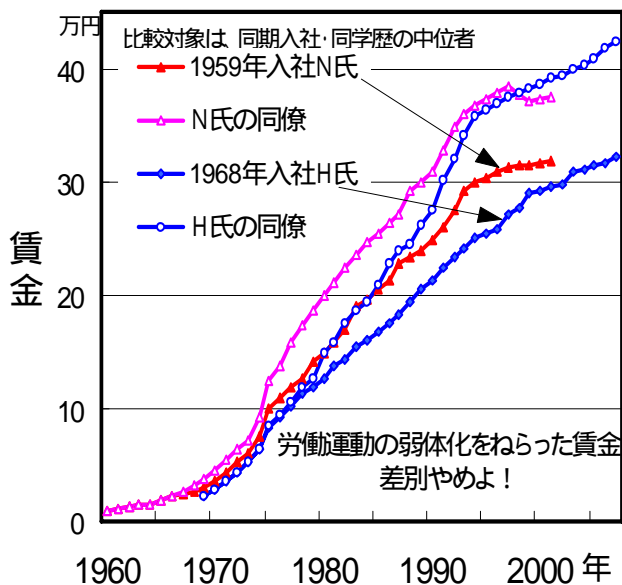
2001年（第1次）、2006年（第2次）に神奈川県労委は、労働者の訴えを認めて差別是正命令をだし、2004年に中央労働委員会は、神奈川県労委と同様に全面勝利済命令（第1次）をだしました。中労委は「命令を履行しない東芝の労組

法違反行為を放置できない」として、労組法にしたがい罰則を科して東芝に命令履行をせまる緊急命令申立を東京地裁におこなっています。

いま中労委では、和解の働きかけが行われ、全面解決に向け代理人交渉が始まっています。

差別をなくして権利を守り 職場に組合活動の自由を！

許せない!! 賃金差別



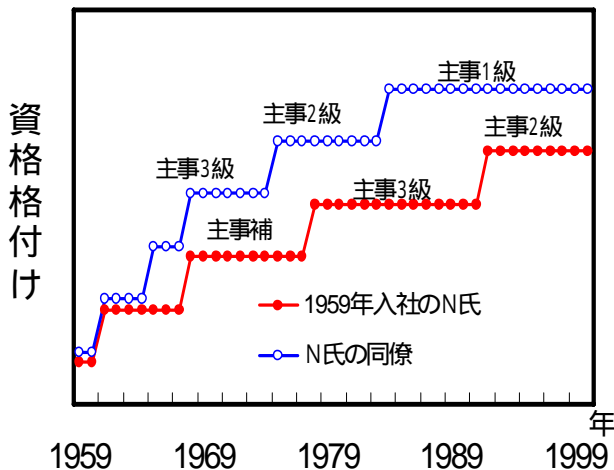
東芝では、PC & ネットワーク事業の青梅工場（東京）から電力・原子力事業の京浜事業所（神奈川）まで、全社的な秘密組織（東芝扇会）を使って会社が組合役員選挙に介入する体制がつけられています。東芝の差別実態は、左図のように工場が違って同じです。Nさんは東芝技能訓練校卒で、京浜事業所で定年退職まで30年近く組合役員選挙に立候補し、Hさんは高卒で青梅工場に入社し同じように組合活動をしてきました。このような見せしめ的な賃金差別・役職登用差別は許せません。

西田社長は争議解決を決断せよ

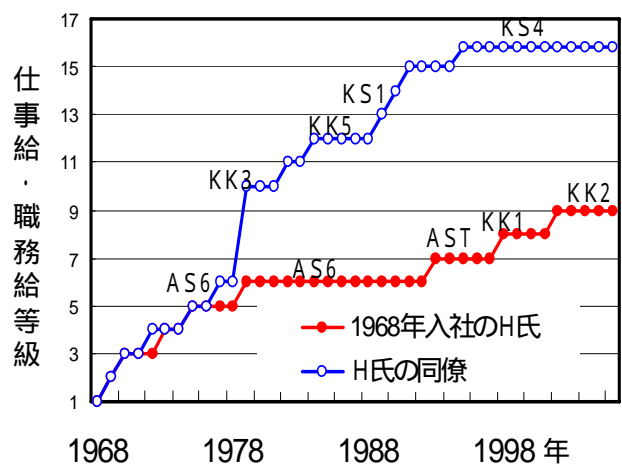
東芝の西田社長は、自ら定めた「東芝グループ行動基準」を実践し争議解決を決断すべきです。

私達は申立人と差別是正社長申し入れ者らとともに争議の全面一括解決を要求しています。

資格昇格を17年も遅らせ頭打ち



業績を無視して等級格付・役職差別



東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164 2007年9月

東芝は56才役職解任制 雇用延長制度の見直しを

東芝の雇用延長制度は 電機産業の中で最悪

東芝の雇用延長制度は、次のように「労働条件の切り下げがひどく、エントリーしにくい」と言われています。

60才以降の雇用延長を希望する者は、55、56、57才で東芝を定年扱い退職し、雇用延長会社に再就職する。

60才までの処遇は、賃金月額で約5-6万円カット、手当を含む年収では約100万円、60才までの累計で、約400~500万円の減収。

60才以降は月約20万円、身分は嘱託扱い1年毎の契約更新である。

賃金カットなし60才での選択 完全実施が15年後とは？

電機では、富士電機が法律改定にあわせて65才まで定年を延長し、日立や松下は60才到達まで正規社員として処遇したうえで雇用延長を選択する方式です。ところが、東芝やNECでは、雇用延長を選択すると早期退職に加え賃金も切り下げられるため、「改善して欲しい」との声が強くなっています。

いま、東芝では雇用延長制度の見直しが検討されています。提案されている内容は、

59才到達年度の9月末に雇用延長を選択できるのは、1953年4月2日以降生まれの者に限る。

雇用延長の前3カ年において、健康状態で問題がある者、昇給考課で平均以下の評価を受けた者は適用除外とする。（差別的な処遇）

この制度改定提案に、「やっと松下並みになったと思ったら、俺は55歳だから対象外」

「相変わらず人事考課を条件にして差別しているのは問題だ」などの不満が出されています。

56才で一律に役職解任 役職定年制は本当に必要か



東芝では56歳になると、技能職の役職者（作業長・技長・製造長・技能主務・技能主査）や事務技術職の役職者（主任・主務）などの役職が解任され、賃金が大幅に下がる仕組みとなっています。

る仕組みとなっています。

もともとこの制度は、定年を55才から60才に延長する時に、役職のみ55才のままに置き去りにされたものです。年令で、一律に役職を解任して賃金を下げるのは年令差別でもあります。あらゆる差別待遇を改めるのが時代の流れです。電機の中でも日立、富士電機、松下、シャープ、NECなどには、このような制度はありません。東芝は、21世紀にふさわしい労務管理に切り替え、グローバル企業、地球企業にふさわしい制度にすべきではないでしょうか。

若者とベテランが力合わせて

職場は、団塊世代の大量退職の時代を迎え、技能・技術の継承が切実な問題となっています。

若者が100時間以上の過重労働で疲弊し、ベテランが大切にされず賃下げ、仕事の取り上げでは、生き生きした職場はつくれません。

いまこそ、若者とベテランの声が生きる職場にしようではありませんか。

東芝の職場を明るくする会 ホームページ

60万
アクセス突破
検索のキーワードは
「東芝の職場」



東芝の職場を明るくする会(人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会)

Tel & Fax: 044-533-1408